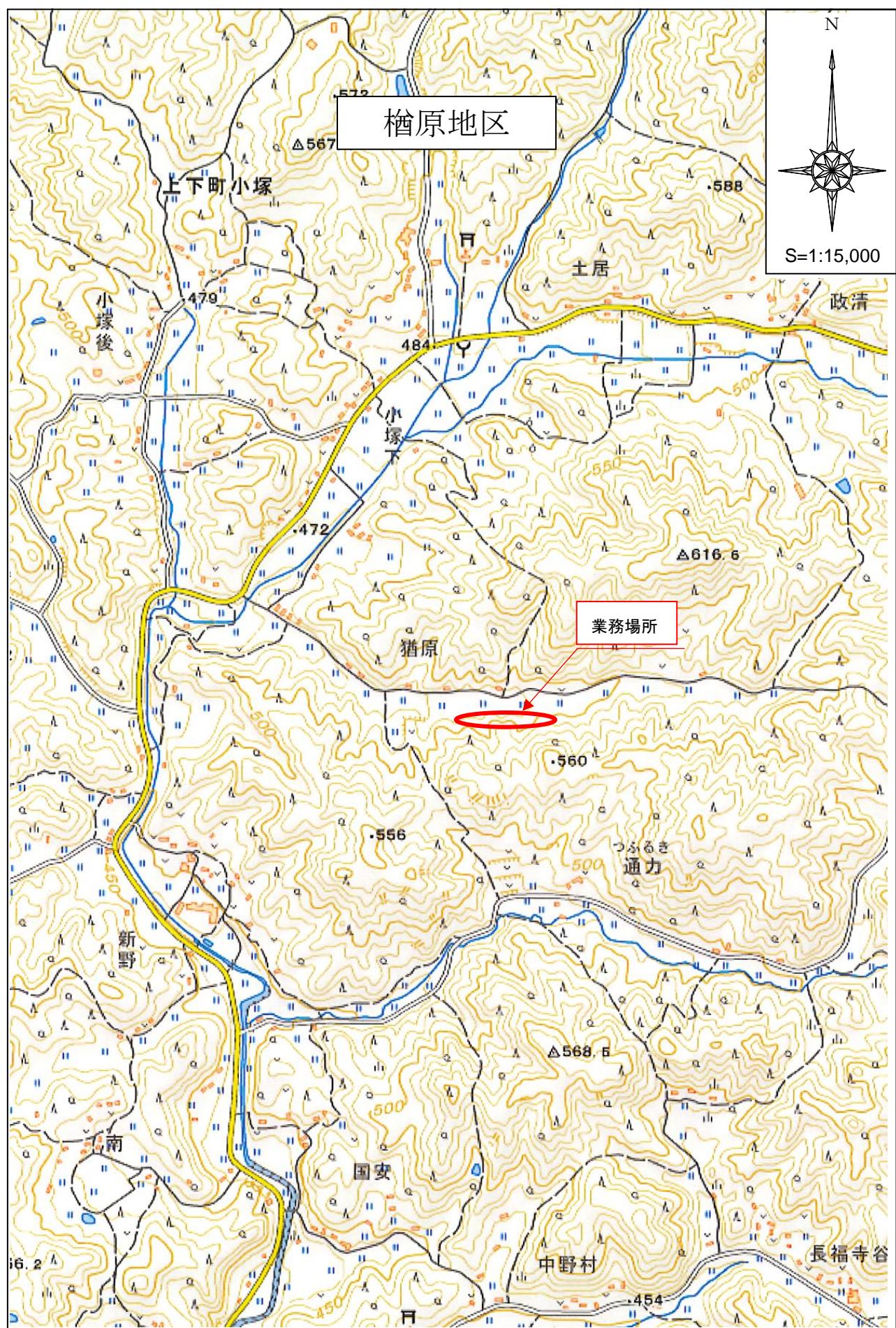


位 置 図



位置図



〔業務委託/設定なし〕

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

(1) 契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

(1) 指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

(1) 原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

(2) 業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

(3) 内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契

約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

(1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

(1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

(2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間(市の休日を除く。)

質問回答期限 入札開始日の2日前(市の休日を除く。)

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX(0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

(1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

(2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

いずれも設定していない。

13 各会計年度の支払限度額

設定していない。

14 前払金

予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

15 部分払

業務委託料が500万円以上の業務委託契約を対象とする。

16 入札辞退等

(1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定期までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

(2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定期までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

17 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示しては

ならない。

④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

(2) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果

① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。

② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

(1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。

(2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかつたときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被つた損害を賠償する責を負わない。

(3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があつた際には公開の対象となる場合がある。

(4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。

(5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。

(6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

森林整備施業特記仕様書

年 度	令和7年度
施 業 場 所	府中市上下町
業 務 名	令和7年度上下地区バッファゾーン整備業務
施 業 概 要	<p>【国安地区】 A=0.31ha 伐竹・枝払・玉切・片付け A=0.14ha 伐木・伐竹（複合） A=0.17ha 特殊伐採 1式</p> <p>【檜原地区】 A=0.59ha 伐木・伐竹（複合） A=0.59ha 特殊伐採 1式</p> <p>計 0.90ha</p>

府 中 市

施業仕様書

項目	内容
施業方法	<p>1. 除伐・片付</p> <ul style="list-style-type: none">① 枯損木の除去、道路へ通行上及び危険性のある支障木を伐採する。② 伐木の片付範囲は、道路等へ将来危険性がないように行うものとする。③ 伐採に当たっては、低い位置で伐採し、伐倒方向に留意し、残存木に損傷を与えないこと。また、かかり木を生じないように心がけ、万一かかり木になった場合、必ずその状態を解消する。④ つる類が樹木に巻き付いている場合は、切り離し出来るだけ除去に努める。⑤ 伐倒木が車道やその他の通路を遮断しないようにすること。また、伐倒木を水路、溜池等に転落させないこと。⑥ 施業写真は、事業着手前、施業中、施業後とし、同一の場所より撮影する。また、これらを完了届に添付する。 <p>2. 伐倒整理</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業区域内のアカマツ枯損木・倒木、広葉樹傾斜木・枯損木についてチェンソーを用いて伐倒整理を行う。② 伐倒に当たっては、伐倒方向に留意し、残存木に損傷を与えないこと。また、かかり木を生じないように心がけ、万一かかり木になった場合、必ずその状態を解消する。③ つる類が樹木に巻き付いている場合は、切り離し出来るだけ除去に努める。④ 伐倒木がその他の通路を遮断しないようにすること。また、水路、溜池に伐倒木を転落させないこと。⑤ 施業写真は、事業着手前、施業中、施業後とし、同一の場所より撮影する。また、これらを完了届に添付する。 <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設利用者、道路通行車両等があるため、伐倒整理等の作業中は十分注意する。② 公園的機能を有している箇所については、作業箇所での美化に努める。

府中市森づくり事業業務共通仕様書

第1章 総則

府中市森づくり事業とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地ごしらえ、植栽、除伐、本数調整伐、下刈等及びこれらに付帯する簡易な業務とする。

1－1 適用範囲

- (1) この府中市森づくり事業業務共通仕様書は、業務の履行について設計図書及び特記仕様書等に明記してあるもののほかは、この仕様書により適用する。また、記載のない事項については、広島県土木工事共通仕様書によるものとする。
- (2) 設計図書、共通仕様書及び仕様書特記事項の間に相違がある場合、又は設計図書に定めのない事項については、別途調査職員と事前に協議し、その指示に従うこと。

1－2 業務計画書及び工程表

- (1) 業務委託料300万円以上の業務を受注した場合は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。
- (2) 業務計画書の内容について、調査職員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再検討のうえ提出すること。又業務計画書の内容を変更するときは、当該事項の履行前に調査職員に申し出て、あらためて変更した業務計画書を提出すること。
- (3) 受注者は、業務計画書を遵守し、業務の履行に当たること。
- (4) 工程表の提出は、業務委託料50万円未満の業務に係る契約については免除する。

1－3 工事カルテ作成及び登録

- ・要しない。

1－4 施工体制台帳

- ・要しない。

1－5 現場代理人及び主任技術者

- (1) 受注者は、除草・植物管理等業務委託契約約款第8条の規定による現場代理人の他に主任技術者を配置するとともに、発注者へ書面により届け出なければならない。
- (2) 現場代理人及び主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。
- (3) 主任技術者は次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。
 - ア. 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係る2次試験に合格した者に限る。）。
 - イ. 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者。

- ウ. 森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）。
- エ. 広島県知事又は財団法人広島県農林振興センター理事長から林業技能作業士（グリーンワーカー）の認定を受けた者（以下「広島県林業作業士」という。）。
- オ. 土木若しくは造園施工管理技士であって、表1の研修等を全て修了した者。

表1

研修項目	根拠法令
林業一般研修	広島県林業一般研修運営要綱
伐木等の業務に係る特別教育研修	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2

カ. 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上の実務経験を有する者

1－6 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部または一部を第3者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

1－7 履行期間の設定について

- ・本業務の履行期間は、10日を限度として検査期間を見込んでいるので、履行期間末の10日前までに業務完了届を提出すること。

1－8 個人情報の保護について

- (1) 受注者は、この契約による業務の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この業務が完了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、この契約による業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利及び利益を侵すことの無いよう最大限努めなければならない。
- (3) 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- (4) 受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のための必要最小限のものとしなければならない。
- (5) 受注者は、この契約による業務を履行するため、収集作成した個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (6) 受注者は、この契約による業務を履行するため、収集作成した個人情報の漏えい、毀損及び滅失があった場合は、発注者にすみやかに報告し、その指示に従わなければならない。

1－9 設計図書に対する質問及び回答について

- (1) 設計図書に対する質問がある場合は、閲覧日を含めて3日の間（土、日、祝日は除く）。

午後4時まで)に書面(別記様式)で府中市建設産業部監理課に提出すること。(指定する時間までに質問書が提出されない場合は、質問がないものとして取扱う。)

(FAX 0847-46-1535)

(2) 質問書に対する回答については、入札執行日の前々日から監理課で閲覧に供する。

(3) 通常型指名競争入札以外の競争入札に係る質問及び回答の取扱いについては別に定める。

第2章 材料

2-1 一般事項

・設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとする。

2-2 稲わら

・稻わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靭性及び肥効分を備えたもので、雑物が混入していないものとする。

2-3 肥料等

(1) 肥料は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。

(2) 草木灰は、土砂、ごみ、灰片等を含まないものとする。

(3) 堆肥は、完熟したものとする。

(4) 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。

(5) 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。

(6) 受注者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

2-4 薙及び雑草木株

(1) 薙及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、薙及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違にして1mの縄で縛ったものを1束とする。

(2) 受注者は、薙及び雑草木株を、採取後速やかに使用するように努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれむしろ等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。

2-5 苗木

(1) 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので、病虫害や外傷のないものとする。

(2) 受注者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないように十分注意しなければならない。

(3) 受注者は、苗木の購入について、指示のある場合は、検査職員の承諾を得なければならない。

2-6 木材

(1) 業務に使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。

(2) 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に

明示する場合を除き、末口寸法とする。

- (3) 受注者は、防腐処理を施した木材を業務に使用する場合は、設計図書によるものとする。
- (4) 使用する木材の寸法は、概ね使用寸法以上かつ履行に支障のない範囲のものでなければならない。
- (5) 現地発生の間伐材を使用する場合、品質、形状等については、検査職員の指示によるものとする。

第3章 森林整備

3-1 一般事項

- ・植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本章によるものとする。

3-2 地拵え

- (1) 受注者は、地拵えは、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- (2) 受注者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち検査職員が指示した立木・幼齢木を除く。
- (3) 受注者は、筋地拵えの幅、及び残す幅については、設計図書によらなければならない。
- (4) 受注者は、坪地拵えの位置、及び範囲（坪の大きさ）については設計図書によらなければならない。
- (5) 受注者は、伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや検査職員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。
- (6) 受注者は、刈払い、伐倒に当たっては保残木に損傷を与えないようにすること。

3-3 植栽

- (1) 受注者は、苗木運搬については、根をこも、むしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取扱うと同時に、乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- (2) 受注者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。
- (3) 受注者は、仮植については根が重ならないようにして並べ、幹の1/3～1/4を覆土し踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- (4) 受注者は、植え付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。
- (5) 受注者は、苗木を携行するときは、根を露出させないよう必ず苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。
- (6) 受注者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度堀り耕耘し、石礫及び

根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、検査職員と協議しなければならない。また、植穴の深さは一番浅いところで30cm程度を確保するものとする。

- (7) 受注者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に5～10cm覆土しなければならない。
- (8) 受注者は、植付けについては、根を自然状態のまま広げて植穴中央やや深めに立て、苗木を揺動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにしなければならない。
- (9) 受注者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋戻した後、根張り（又は枝張り）の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3～10cmになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
- (10) 受注者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- (11) 受注者は、気象状況により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止し調査職員に協議しなければならない。
- (12) 受注者は、肥料は、直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。
- (13) 受注者は、配合肥料（粒状肥料を含む）を施肥する場合は、基準量の入る升を使用しなければならない。
- (14) 受注者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。

3-4 植付け

- (1) 植付けについては、3-3に準ずる他、次によるものとする。
- (2) 受注者は、大、中苗木の堀取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。なお、苗木の根鉢の大きさは、根元径の4～5倍程度を標準とし、縄、こも等で根巻きしなければならない。
また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、検査職員と協議し、幹巻き等の保護処理を講じなければならない。
- (3) 受注者は、大、中苗木の植穴については、根鉢の大きさに応じ余裕を持った大きさとし、十分に掘り起し、堀り出した土砂は破碎し、石礫等は、取り除かなければならぬ。また、地被物を除去して十分に掘り起し、碎土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取除かなければならぬ。
- (4) 受注者は、植付け本数、苗間及び列間距離については、設計図書によらなければならぬ。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があつて植え難い場合は、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- (5) 受注者は、植付けのため、苗畠又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木は直ちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。

(6) 受注者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間内に完了が困難になったときは、速やかに検査職員に報告し、指示を得なければならない。

(7) 受注者は気象条件により植付け後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止して検査職員と協議しなければならない。

3－5 支保（支柱工）

(1) 受注者は、支保（支柱工）は、丸太を打ち込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線にて堅固に結束しなければならない。

(2) 受注者は、丸太と樹幹の結束部分は保護材を巻き、シュロ繩で結束しなければならない。

(3) 受注者は、唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結合部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとしなければならない。

(4) 受注者は、添柱を使用する場合は、所定の材料を樹幹にまっすぐに正しく取り付けなければならない。

(5) 受注者は、八つ掛け、布掛けの控木組方については、周囲の条件を考慮して適正な角度で堅固に取り付けなければならない。

(6) 受注者は、控木については、ズレを生じないように埋め込み、樹幹、主枝及びその他丸太（竹）と交差する部位の2ヶ所以上で結束するとともに、必要に応じて根止め杭を打ち込み鉄線にて結束しなければならない。

3－6 追肥

・受注者は、追肥については、根張りの外側に点状、半月状又は輪状に深さ3～10cmの穴を掘り、溝の中に肥料を散布し、よく覆土しなければならない。

3－7 補植

・補植は、3－3及び3－4に準ずるものとする。

3－8 施肥

・3－3及び3－6に準ずるものとする。

3－9 下刈

(1) 受注者は、下刈に当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の生育に支障となる地被物を地際から刈払わなければならない。

(2) 受注者は、刈払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。

(3) 受注者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう、植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。

3－10 つる切

- (1) 受注者は、つる切りに当たっては、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。
- (2) 受注者は、植栽木に巻きついたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

3－11 本数調整伐、受光伐、除伐

- (1) 受注者は、本数調整伐・受光伐・除伐の履行に当たり、伐採対象木が標示してない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
- (2) 受注者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
- (3) 受注者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
- (4) 受注者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹からの枝条の切り払いや、樹幹の玉切りをしなければならない。
- (5) 受注者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないように等高線に平行に存置しなければならない。
- (6) 受注者は、本数調整伐・除伐においては、林分保護のため、林縁木については原則として伐採してはならない。

3－12 枝落し

- (1) 受注者は、枝落しの対象木及び枝を落とす範囲（程度）については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は検査職員の指示によらなければならない。
- (2) 受注者は、林縁木については原則として枝落しはしない。
- (3) 受注者は、枝の切断については、樹幹に平行、かつ、平滑に切断しなければならない。
- (4) 受注者は、巻き込みを早めるため、残枝長をなるべく短くするよう行わなければならぬ。
- (5) 受注者は、枝落しに当たっては、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く作業途中で裂ける恐れのある枝は、一旦中途で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。
- (6) 受注者は、枝落しの時期については、指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

3－13 雪起し

- (1) 受注者は、雪起しは、融雪後速やかに実施しなければならない。
- (2) 受注者は、雪起しは、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起さなければならない。
- (3) 受注者は、根の部分がゆるんでいるものについては、十分踏み固めなければならない。

3－1 4 歩道作設

- (1) 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし幅員に余裕を持った範囲内の草、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
- また、ルートについて、任意である場合は、事前に検査職員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、凹地形、又は滯水の恐れのある箇所については、排水溝を設けなければならぬ。
- (3) 受注者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、検査職員の指示によるものとする。

3－1 5 歩道補修

- (1) 歩道補修については、設計図書によるとともに3－1 4に準じるものとする。

第4章 履行管理基準

4－1 出来形管理基準及び規格値

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所等	作成図表
標準地 (下刈以外)	団地毎に設定	10m×10m	20a 每に 1 箇所 (最大 10 箇所)	団地内の平均的な林況等となる箇所設定する。	③
標準地 (下刈)	団地毎に設定	10m×10m	20a 每に 1 箇所 (最大 10 箇所)	団地内の平均的な林況等となる箇所設定する。	③
植栽工	団地面積	設計数値	設計図と現地杭の確認等		⑥
	団地内本数	設計数値以上	全て	納入伝票等で確認。	⑤
	標準地内本数	設計本数 (植栽木 + 残存木) の±10%	標準地内の全樹木 (植栽木 + 既存木)	標準地調査のとおり	③
	植穴寸法	設計数値以上	植栽本数 50 本毎に 1 箇所	上幅、底幅、深さ	①
施肥・追肥	重量	設計数値以上	全て	納入伝票等で確認。	⑤
下刈	団地面積	設計数値	設計図と現地杭の確認等		⑥
	刈払高	地際から 15 cm 以下	標準地 1 箇所当たり、5 箇所を測定する。		③
除伐	団地面積	設計数値	設計図と現地杭の確認等。		⑥
本数調整伐 (スキ・ヒノキ 人工林で適用)	団地面積	設計数値	設計図と現地杭の確認等。		⑥
	団地内伐採本数	設計数値以上	施工団地毎に全ての伐採木を測定。 対応するナバーテープ等を付して、伐採本数を管理。		⑤
	標準地内伐採率	- 5%	標準地内の全森林木 (伐採木 + 残存木)	標準地調査のとおり。	③
枝落し	団地面積	設計数値	設計図と現地杭の確認等		⑥
	枝下高	- 15 cm	標準地内の全施工木	斜面上側で測定	③
木製土留工	延長ℓ	- 10 cm	全箇所 断面、形状の変化 毎に測定する。	設計図 (構造図、定規図等) に表示の箇所を測定する。	②
	法勾配 i	- 0.5 分			
	法長 s ℓ	- 10 cm			
	高さ h	- 10 cm			
積苗工 (三段わら)	延長ℓ	設計数値以上	全て		④
	高さ h	- 3 cm	延長 100 m 毎に		①

積)			1箇所		
	階段切付幅w	- 3 cm	延長 100m毎に 1箇所		①
積苗工 (板柵)	延長ℓ	設計数値以上	全て		④
	階段切付幅w	- 3 cm	延長 100m毎に 1箇所		①

備考1 本表にない工種等の取り扱いは、監督員の指示によるものとする。

備考2 作成図表は、(別表1)によるものとする。

備考3 団地とは1団の地区のこと。

(別表1) 出来形管理・作成図表

番号	作成内容
①	管理図表
②	管理図表又は設計図書等を使用し、設計寸法と比較対照できるように整理
③	平面図等に設定位置を整理 任意様式（標準地管理図等）により、設計・出来形・偏差が確認できるように整理
④	平面図等に設置位置を整理 任意様式（展開図等）により、設計・出来形・偏差が確認できるように整理
⑤	任意様式により、設計・出来形・偏差が確認できるように整理
⑥	平面図等に現地杭の確認内容等を整理

4-2 品質管理基準

項目	管理基準
苗木 林業種苗法施行令第1条で定める樹種 (スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等)	林業種苗法に基づく証票 生産事業者の登録証（写し） 精算事業者表示票 (必要に応じて配布事業者表示票)
苗木（上記以外）	生産地証明書又は納入伝票等
肥料	肥料取締法に基づく生産事業者保証票 納入伝票等
木材	広島県産材产地証明書等 納入伝票等

備考1 本表にない材料等の取り扱いは、監督員の指示によるものとする。

4-3 GPS機器による測量精度基準

GPS機器を使用して団地区分等の測量を行なう場合は、次の全てを満たすこと。

(1) 測量時の捕捉衛星数は、4つ以上であること。

(2) 補正情報の受信を確認できること。

(測位対象となる移動局のほかに、位置のわかっている基地局でもGPS電波を受信し、誤差を消去する方法)

(3) 測点の半数は、PDOP値が4以下であること。

(衛星の幾何学的配置を指数化したもの、位置精度劣化度)

(4) 測位日時を含む測位データを添付すること。

【参考様式】

観測手簿					
測量日					
測点数		面積 ha			
所在地					
補正方法					
測点名	X 座標	Y 座標	衛生数	PDOP	観測時刻

4-4 写真監理基準（出来形管理写真撮影箇所一覧表）

工種	細目	撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	摘要
標準地設置	設置状況	全景	標準地全数量 〔施工前後〕	代表箇所各 1 枚	標準地周囲 (ポール・テープ等設置)
	設置状況	周長	標準地全数量 〔施工前〕	代表箇所各 1 枚	10m × 10m より 40m
植栽工	圃地面積	現地杭	代表箇所 〔施工前後〕	各 1 枚	周囲を偏りなく
	標準地内本数	作業状況（植栽本数及び植栽間隔が確認できるよう）	標準地全数量 〔施工前後〕	代表箇所各 1 枚	標準地内の全樹木(植栽木+既存木)
	植栽状況・植穴寸法	作業状況・管理値	植栽本数400本毎に1箇所 〔施工前中後〕	代表箇所各 1 枚	管理値毎に
施肥・追肥		重量	植栽本数100本毎に1箇所 〔施工前中後〕	代表箇所各 1 枚	肥料重量
下刈	圃地面積	現地杭	代表箇所 〔施工前後〕	各 1 枚	周囲を偏りなく
	刈払高	高さ	標準地1箇所当たり 5箇所〔施工前後〕	代表箇所各 1 枚	
除伐	圃地面積	現地杭	代表箇所 〔施工前後〕	各 1 枚	周囲を偏りなく
本数調整伐 (スキ・ヒノキ 人工林で適用)	圃地面積	現地杭	代表箇所 〔施工前後〕	各 1 枚	周囲を偏りなく
	標準地内伐採率	全景・残存木数・伐採木	標準地全数量 〔施工前中後〕	代表箇所各 1 枚	伐採率が確認できるよう
枝落し	圃地面積	現地杭	代表箇所 〔施工前後〕	各 1 枚	周囲を偏りなく
	枝下高	全景・管理値	標準地全数量 〔施工前中後〕	代表箇所各 1 枚	山側で計測
木製土留工		延長・法勾配・法長・高さ	全箇所 〔施工中後〕	代表箇所各 1 枚	
積苗工 (三段わら積)		延長・高さ・階段切付幅	施工延長100m毎に1箇所 〔施工中後〕	代表箇所各 1 枚	
積苗工 (板柵)		延長・階段切付幅	施工延長100m毎に1箇所 〔施工中後〕	代表箇所各 1 枚	

備考 1 本表にない工種等については、検査職員の指示によるものとする。

令和 7 年度

広島県府中市上下町

令和 7 年度上下地区バッファゾーン整備業務

業 務 概 要	【施業面積】 計0.90ha (国安地区) A=0.31ha 伐竹・枝払・玉切・片付け A=0.14ha 伐木・伐竹(複合) A=0.17ha 特殊伐採 1式 (檜原地区) A=0.59ha 伐木・伐竹(複合) A=0.59ha 特殊伐採 1式
------------------	---

總括情報表

頁0 -0001

変更回数	0	
適用単価地区	84 府中市(上下)	
単価適用日	00-07.10.01(0)	
諸経費体系	B 公共 (R01.06 ~)	
	当世代	前世代
工種区分	06 森林整備 B	
復興補正区分	00 補正なし	
施工地域・工事場所区分	00 補正なし	
週休補正区分	00 補正なし	
緊急工事補正区分	00 通常工事	
積雪寒冷地補正	00 補正なし	
前払率 (%)	40	
契約保証費区分	03 補正しない	
工事費端数区分	01 千円未満切捨て	

本工事費

内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
国安地区	1	式			レベル1
森林整備	1	式			レベル2
森林整備 A=0.31ha	1	式			レベル3
伐竹 径10cm未満	0.14	ha		00	单第0 -0001 表
枝払 径10cm未満	0.14	ha		00	单第0 -0002 表
玉切 径10cm未満	0.14	ha		00	单第0 -0003 表
片付 径10cm未満	0.14	ha		00	单第0 -0004 表
伐木・伐竹(複合) 伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m ²) 除根作業無し 人力施工	900	m ²		00	单第0 -0005 表

本工事費

内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
伐木・伐竹(複合) 伐木(人力施工:密)(50本/100m ² 以上) 除根作業無し 人力施工	800	m ²		00	単第0 -0006 表
特殊伐採	1	式		00	単第0 -0007 表
櫛原地区	1	式		00	レベル1
森林整備	1	式		00	レベル2
森林整備 A=0.59ha	1	式		00	レベル3
伐木・伐竹(複合) 伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m ²) 除根作業無し 人力施工	3,700	m ²		00	単第0 -0005 表
伐木・伐竹(複合) 伐木(人力施工:密)(50本/100m ² 以上) 除根作業無し 人力施工	1,500	m ²		00	単第0 -0006 表
伐木・伐竹(複合) 伐竹 除根作業無し 人力施工	700	m ²		00	単第0 -0008 表
特殊伐採	1	式		00	単第0 -0009 表

本工事費

内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費					
共通仮設費率 分額					
共通仮設費計					
(純工事費)					
現場管理費					
(工事原価)					
一般管理費率 分					
一般管理費計					
工事価格計					

本工事費

內訛表

頁0 -0005

施工單価表

頁0 -0006

单第0 -0001 表

1 ha 当り
考

伐竹
径10cm未満

枝払

径10cm未満

施工單価表

頁0 -0007

单第0 -0002 表

1 ha 当り
考

玉切
径10cm未満

施工單価表

頁0 -0008

单第0 -0003 表

1 ha 当り

片付

径10cm未満

施工單価表

頁0 -0009

单第0 -0004 表

1 ha 当り

施工単価表

頁0 -0010

伐木・伐竹(複合)

伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m²)

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00%

SPK25040190

除根作業無し 人力施工

材料構成比: 0.00%

市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0005 表

1

m²

当り

標準単価:

208.0300

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
特殊作業員	34.02%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
普通作業員	29.79%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
土木一般世話役	25.63%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
軽作業員	4.90%		軽作業員		RTPC00011 RTPT00011
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=2 伐木(人力:中)(10本以上50本未満/100m ²) C=2 人力施工			B=2 除根作業無し D=1 -(全ての費用)		

施工単価表

頁0 -0011

伐木・伐竹(複合)

伐木(人力施工:密)(50本/100m²以上)

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00%

SPK25040190

除根作業無し 人力施工

材料構成比: 0.00%

市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0006 表

1

m²

当り

標準単価:

234.1900

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
特殊作業員	39.90%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
普通作業員	27.43%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
土木一般世話役	23.56%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
軽作業員	4.35%		軽作業員		RTPC00011 RTPT00011
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=3 伐木(人力施工:密)(50本/100m ² 以上) C=2 人力施工			B=2 除根作業無し D=1 -(全ての費用)		

特殊伐採

施工單価表

頁0 -0012

单第0 -0007 表

1 式 当り 考

施工単価表

頁0 -0013

伐木・伐竹(複合)

伐竹

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00% 材料構成比: 0.00% 市場単価構成比: 0.00%

SPK25040190

除根作業無し 人力施工

単第0 -0008 表

1

m2

当り

標準単価:

250.9900

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
特殊作業員	38.36%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	29.88%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	24.79%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽作業員	4.06%		軽作業員		RTPC00011 RTPT00011
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=5 C=2 伐竹 人力施工			B=2 D=1 除根作業無し -(全ての費用)		

特殊伐採

施工單価表

頁0 -0014

单第0 -0009 表

1 式 当り 考

工事数量総括表

頁0 -0015

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	備考
本工事費					
国安地区		式		1	レベル1
森林整備		式		1	レベル2
森林整備	A=0.31ha	式		1	レベル3
檜原地区		式		1	レベル1
森林整備		式		1	レベル2
森林整備	A=0.59ha	式		1	レベル3
直接工事費					
共通仮設費率分額					
共通仮設費計					
(純工事費)					
現場管理費					
(工事原価)					
一般管理費率分					
一般管理費計					
工事価格計					
消費税相当額計					
請負工事費計					

数 量 表

国安地区

・除伐・片付・伐倒整理(中)

$$A=0.09\text{ha}$$

・除伐・片付・伐倒整理(密)

$$A=0.08\text{ha}$$

・伐竹(枝払・玉切・片付)

A=0.14ha 平均径 10cm未満 伐竹本数 7,000本／ha (標準地)

・特殊伐採(道路沿い・家屋裏)

1式

総面積 A=0.31ha

数 量 表

檜原地区

除伐・片付・伐倒整理(中)

$$A=0.37\text{ha}$$

除伐・片付・伐倒整理(密)

$$A=0.15\text{ha}$$

伐 竹

$$A=0.07\text{ha}$$

特殊伐採(水路沿い)

1式

$$\text{総面積 } A=0.59\text{ha}$$

施業標準図

